

ケア労働者への処遇改善対策に関するアンケート結果(3/9 記者発表版)

2022年3月9日
滋賀県労働組合総連合

1. アンケートの概要

2月7日付で郵送にて別紙アンケートを送付。回答を2月28日までとした。

発送数 824通 うち41通が「あて先にたどりあたらず」と返送。

783通が到着したものとする。

内訳:医療 63か所 保育、介護、福祉等 761か所

回答 101通 内訳:FAXでの返送 14通 郵送での返送 70通 Webでの回答 17通

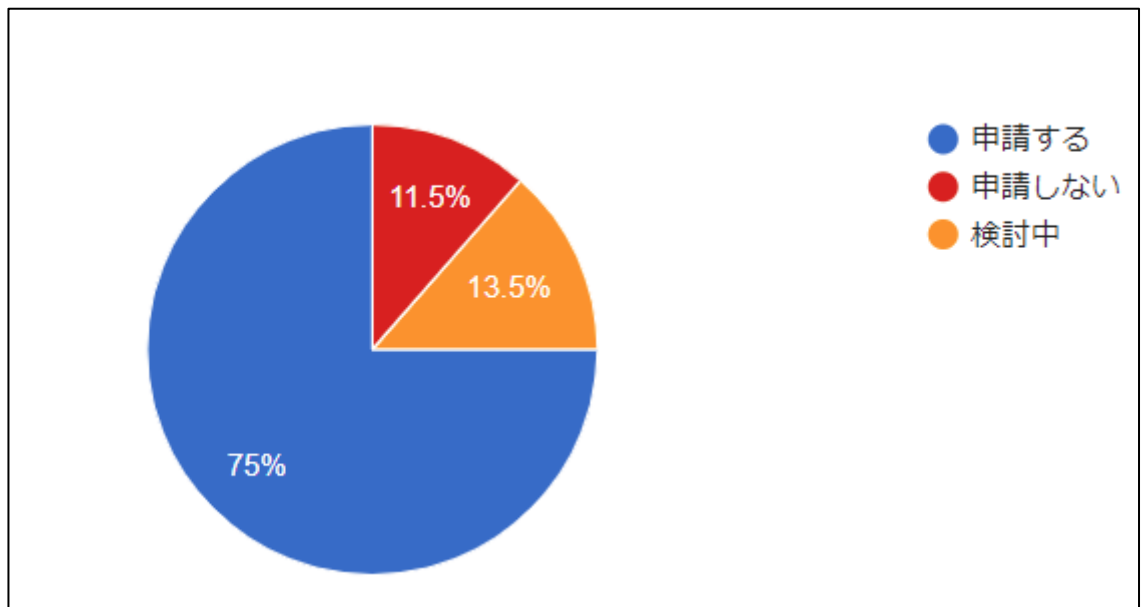
内訳:介護 46通 医療 5通 障害 14通 保育 35通 不明:2通

(※合計が102になるのは医療機関と介護事業所を含む回答があったため)

回答率 12.9%

2. 結果について

1. 政府が看護師、保健師、介護士、障害福祉、保育士などケア労働者の賃上げ支援策を行っています。貴事業所では申請を予定していますか？



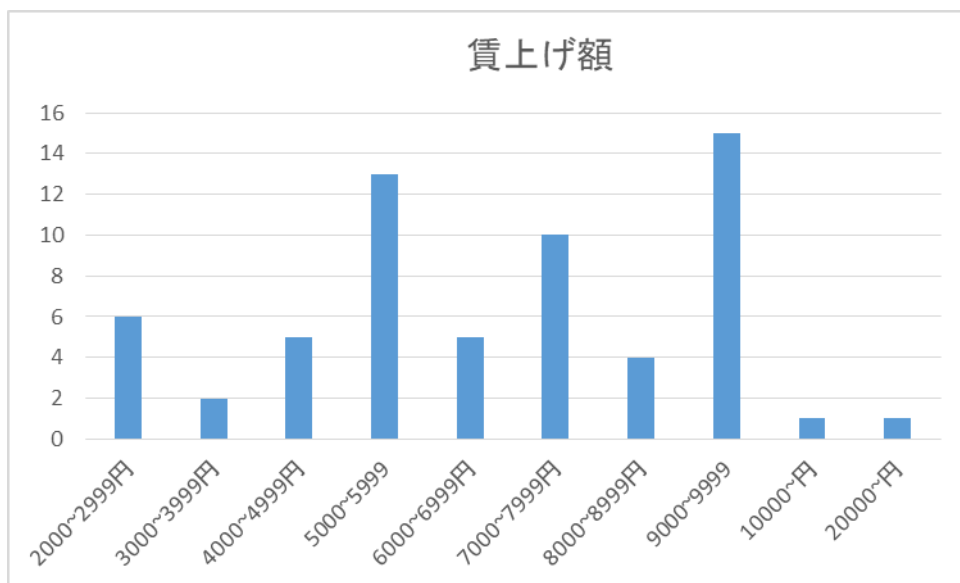
回答:96件

申請しない、検討中と答えられた場合、その理由はなんですか？

- ・介護報酬単価が低すぎるため、補助金を受け取る前に事業所で持ち出し、賃上げする余力がない。手続きに関する書類、手間が多く、時間がかかりすぎる。(介護)
- ・法人本部と調整中。(不明)
- ・公立保育園なので市の方針に沿うため当てはまりません。(保育)
- ・公務員で市の賃金表となっています。(保育)
- ・賃上げしてもらいたいと要請の声は出ているが具体的に話が進んでいない。(保育)
- ・市役所の人事課、組合が決められることだから。(保育)
- ・非該当のため。(障害、相談事業)
- ・市としての対策となる為、園として申請という形はできない。(保育)
- ・当センターでは障害を持っている人の就労支援をしているが、委託を労働局のため同じ障がい者の子の支援をしているにも関わらず対象外になることは行政の縦割りの都合であるように感じている。法人では同途に支給できるように協議中である。(障害)
- ・法人の運営状況によって毎年ベースアップを実施しています。(医療)
- ・法人内でまとまらない。(介護)
- ・一つの組織においてもらえる職種、該当しない職種が混在すると不公平が発生し政府の思うような賃上げにならない。万が一、一過性の政府の決定なら企業の体力を失うことになると思います。(医療)
- ・給与関係などは〇〇市役所〇〇〇〇〇課で実施しており、園では把握していません。(保育)
- ・公務員のため賃上げ等の要求は〇〇〇(※注:労働組合名称)からとなっている。(保育)
- ・該当する職種がない為。(介護、地域包括)
- ・本庁は保育士を一般行政職として採用している為。(保育)
- ・国からの補助金を受けている間は賃上げが可能ですが、その後維持し続ける余裕は全くありません。このコロナ禍で売り上げも大幅減少しており、申請したくとも不可能と判断します。(介護)
- ・本社にて検討中のため。(介護)
- ・事業所としては個別にしません。本部からすると思います。(介護)
- ・R4. 9以降もこの策が継続されるのかが不明。賃金上昇に伴う福利厚生ของบริษัท負担上昇分がどこから出るのかが不明。上記確認をする為に連絡を取ろうとするが、問い合わせ先に電話が繋がらない。(介護)
- ・ガソリン代等物価の値上げにより、運営が大変であり、事業経営の安全が第一ではないでしょう。特に介護関係は、国で報酬が決められており、物価が上がろうが現状の中で切り詰めていくのでアップアップの状態である。(介護)

2.1. で申請すると答えられた方にお聞きします。賃上げ額は平均でどのくらいになると試算されていますか？

- 2000円 1件
- 2000~4000円 1件
- 2000~5000円 1件
- 2500円 2件
- 3000円 2件
- 約4000円 1件
- 4204円 1件
- 4,500円程度 1件
- 4500~5000円 1件
- 4600円 2件
- 5000円 8件
- 5000~6000円 2件
- 5000円程度 1件
- 5200円 1件
- 6000円程度 1件
- 6000円 3件
- 6000~8000円、検討中 1件
- 7000円 6件
- 7000円弱 1件
- 7160円 1件
- 7182円 1件
- 7524円 1件
- 8000円 2件
- 8100円 1件
- 8800円 1件
- 9000円 15件
- 16000円 1件
- 21500円 1件



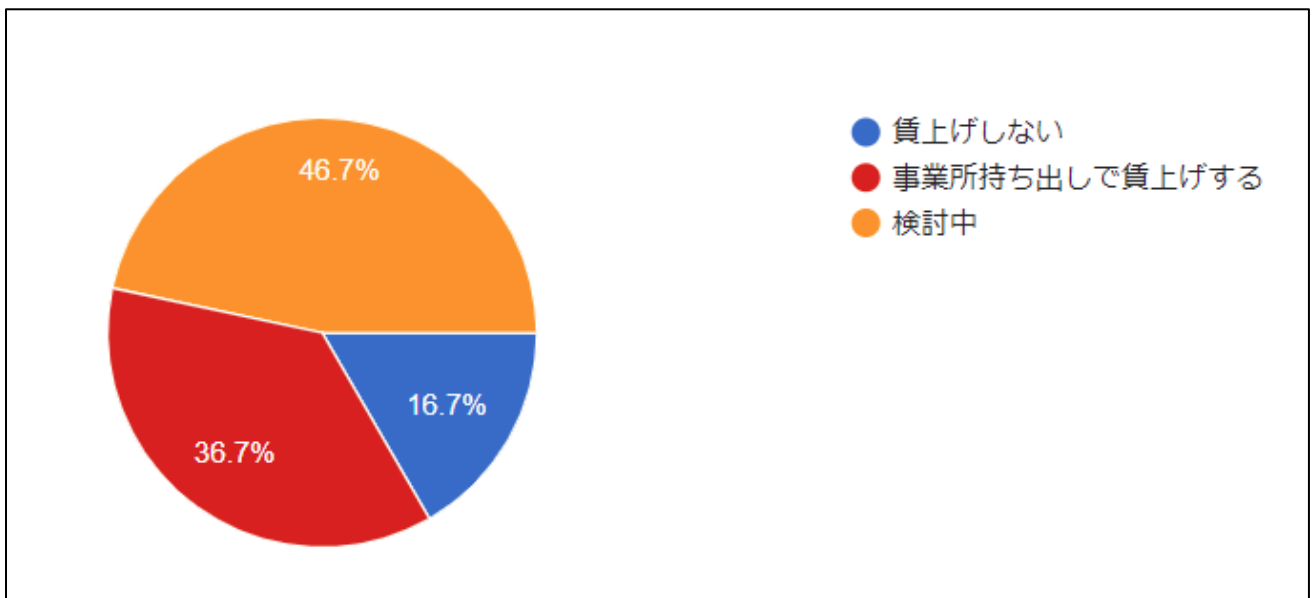
回答数:62(金額)

表:横軸 円/月 縦軸 回答件数

その他

- ・本部で一括しているため金額はわからない。(保育)
- ・2月～9月は4,000円。10月以降は国の方針が定まってから。(医療)
- ・現在検討中。(介護)
- ・調整中。(介護)
- ・検討中。(介護)
- ・配分等 検討中。(介護)
- ・これは処遇改善等加算Ⅰ,Ⅱ 遭遇改善臨時特例事業と解釈して回答しています。21000円 今回の臨時特例事業のみだと(2,3月)5400円。(保育)
- ・未定 国の処遇改善額を利用。(介護)

3.1. で申請すると答えられた方にお聞きします。支援策の対象外の労働者についてはどう対応されますか？



回答:60件

4. 今回の処遇改善策の問題点と改善点は何だと思われますか？

- ・賃金格差解消にならない額である。(保育)
- ・配置基準数と入所数の平均数により金額を算定しているため、実際配置職員が最低基準数を上回っているのが現状で、全職員に分配すると薄まきにならざるを得ない。しかし、当初9,000円を下回るとおもわれたが、平均9,000円は確保出来そうである。(保育)
- ・対象職員の拡大をすれば、改善額が平均9,000円にならないため、職員から不満の声が上がっている。(障害)

・職種が限定されていて、全体的に底上げができていない。人材確保に必要なのは人件費だけでない。最低賃金法の改正に伴い、常に見直ししているが、介護報酬が上がらずに処遇改善や賃上げはできない。

(介護)

・対応として、対象者のみの賃上げは難しく、対象外の職員の意欲を下げる可能性があり、全職員に賃上げをすると、政府が言う 9,000 円とはいかない。また、人材不足を解消するには更なる賃上げが必要であり、現時点では格差の解消には至らない。(障害)

・配置基準人数で基礎額が決められており、実際の保育士数と乖離しているため、十分な賃上げとはならなかった。報道における 9,000 円が一人歩きしている状態なので、額については伏せてもらいたかった。(保育)

病院の介護士にも処遇改善手当が出るようにしてほしいです。施設に流れて、病院で働く介護士の確保が難しいです。今回の改善策は、非常に急なことで予算が組めず、10 月以降については方針が決まっていない中での処遇改善実施となるため、安定的な経営が脅かされており、非常に困っております。(医療)

・対象者が介護職員に限定されていることから、多職種が在籍する法人では、配分が難しく、給与格差が生まれる。(介護)

・既存の処遇改善費、特定処遇改善費と別で申請するため事務上の手続きが煩雑になり、申請しづらい。既存のものに上乗せする形の申請なら事務上の負担も減る。(障害)

・全職員に支給すると持ち出しが必要になる。(保育)

・ケアマネ等賃金のバランスが取れない。(介護)

・ケアマネ等との賃金のバランスが崩れる。(介護)

・居宅介護支援事業所も対象事業所と認めること。(介護)

・現場の課題や負担をきちんと把握していただきたいです。コロナ禍で感染リスクが高く、消毒等もあり業務が増えています。重責や活動を理解、評価していただきたい。労働環境の改善も必要。離職者が多く職員の負担が大きくなっています。(保育)

・申請のための事務量が多い。(介護)

・同じ職場で働く職員間で処遇改善の対象になる人とならない人がいるのは平等でないと思います。職種によって区別されるのはどうかと思います。(介護)

・小規模の事業所にとっては賃上げが少なすぎる。(介護)

・実際に手元に補助金が入るのが 6 月と遅いのに 2 月から支払いを開始しなければならないこと。また、交付率 1.0% は低すぎる。(介護)

・問題点が全くないわけではないが、これまでになく具体的で大幅な改善が実施されることは評価をしたい。(保育)

・手続きが大変。(保育)

・保育園に預けて働きたい保護者が多いのに、保育者不足、預け先が見つからないことが問題点だと思

う。資格はあるが働くことに抵抗がある保育士の方も働きやすいように、はたらきやすい時間のわくを広げた方がよいと感じる。パートの保育士は、週3(6時間)と、決めてしまわず融通がきくとよいのではないかと。保育士は資格も必要な職業なので、教育職としてあつかって頂きたいし、もちろん賃上げもお願いしたいです。(保育)

・仕事内容が職員数に足して多いこと。(保育)

・利用収入単価が上がっていない事、また、コロナで収入減となっている現在、賃上げはとても苦しい状況である。コロナ不安により利用を控えられる方が出ているが補償はない。(障害)

・皆が同じ様に大変な状況下で仕事に取り組んでいる中で、支援策の対象者にならない職員がいるということはとても残念に感じます。今回の処遇改善では全職員を対象にできるように補正予算で対応したいと考えています。年度末に指示をいただくのは忙しい時期ということもあり、就業規則の変更など対応が大変のもう少し早く知らせていただける方が有難いです。(保育)

・格差解消のための賃金アップは必要であるが、期間限定だと以降も継続するには事業所の持ち出しになり、ダウンするといモチベーションが下がる。そもそも、相談支援事業所は対象となっていない。対象事業所、対象者の拡大と報酬アップが必要。(障害)

・介護保険制度の抜本的な見直し、介護報酬の増額。(介護)

・当事業所は主に精神障害者を受け入れています。他の障害者と違い利用率が低いことが特徴です。しかし、今回、報酬額×算定率で支給額が決まるためもともと利用率が低い当事業所は、報酬額も低いため少ない改善額をどう分配するか悩みます。改善額が少ないにもかかわらず、手間だけがかかると思っていますが、職員のために申請しないわけにはいかないと考えています。職員が改善された実感できる額だとありがたいと思います。(障害)

・介護職員以外の職員についても賃上を行うには補助金が少ない 1人平均9000円の賃上げは不可能。(介護)

・改善額9,000円が一人歩きしており、ほとんどの事業所では9,000円まで賃金改善を行えないのが現状。積算時に国が定める基準のとおりで積算されており、認知症や介護度が高いご利用者が多いことなどから、国の基準人員通りではいけないのが現状である。積算方法等、もっと見直すべきと思われる。 ※最低人員での積算は厳しい。(介護)

・処遇改善の予算が行くともありすぎて事務業務が繁雑。また、利用者負担も増となるため申請しにくい。居宅介護支援事業者が対象外となっている。(介護)

・扶養内での就労を望んでいる人は賃金が改善された分勤務時間を減らすことになり、職員不足につながってしまうので、扶養枠の見直しも考慮していただきたい。問6に関連し、対象外の職員にも持ち出しで同様に賃上げするので、改善額が高額になれば、このままでは対応が難しくなる。(保育)

・一般企業との格差が大きいので額が低すぎる。期間限定では全く改善につながらない。調理師、事務員など全体を対象としていない。「基本給を上げること」が一番の改善！(保育)

・デイサービスでも現在機能訓練として専門職の配置の部署もあり同じ職場の職員としての差があり問題点の一つと考えられます。(介護)

・報酬のチームで対応する等加算条件にあるが、処遇改善となると介護職員のみで矛盾を感じる。(介護)

・補助金のため、なくなった場合、賃金を下げることになる。(介護)

・一時的な思い付きならやらない方がましである。将来的にも継続的な事業があれば申請を考えたい。処遇改善とは組織全体を見て公平に分配するもんだと思います。(医療)

・介護職員の賃金アップは必要だと感じているが、今回は介護報酬の対応となると利用者等の負担、保険者等の負担になるので厳しいと考えている。また、公平にはアップしていかない(正規・非正規など)事務量の負担も、処遇改善については大きいと感じている。(介護)

・格差解消には程遠い。対象者が限定されている。(保育)

・選挙対策だったとはいえ、賃金改善額は、従来実施してきた域を超えていなく、低く過ぎます。保育士不足の解消のためにも、大幅な引き上げが必要です。2月からの実施は、詳細が判ってから時間が少なすぎます。年度初の4月からにしてもらえば年度ごとに分けたり、事務も少なくできます。(保育)

・事務が増えるが、それをするものが管理的立場であるので、仕事量に見合った賃金が払えない。3つの処遇改善の事務が大変すぎる。(介護)

・介護職だけ賃上げできるわけがない。今回に限らず、現場を知らない人たちが作った策はおおざっぱだと感じます。特定処遇改善で賃上げをおこなっても、本人たちは”給与が上がった”とはあまり思っていない。おそらく、今回もそうなると思う。施策実行後の振り返りをしているのか。(介護)

・ケアマネージャー業務や、相談職業が賃上げ対象職種から外されていること。相談援助職も対象としていただきたいと思います。(介護)

申請や実績報告等の手続きが複雑。事業所や会社を通じての支給方法では継続性に問題を感じる。(介護)

・より質の高い保育へとつながると考える。(現在低賃金でも残業があたりまえで、持ち帰りの仕事もしている。仕事量の割に賃金がみあっていない状況であると考えため)(保育)

・時給職員や非正規職員まで賃上げすることにより職員は増えるが、責任ある正規職員の存在が大きくなる(例えば書類を書く事とか、早番、遅番をしなければならない)→負担。(保育)

・処遇改善という名の下で賃金を上げるのではなく基本給賃上げするべきだと思います。(介護)

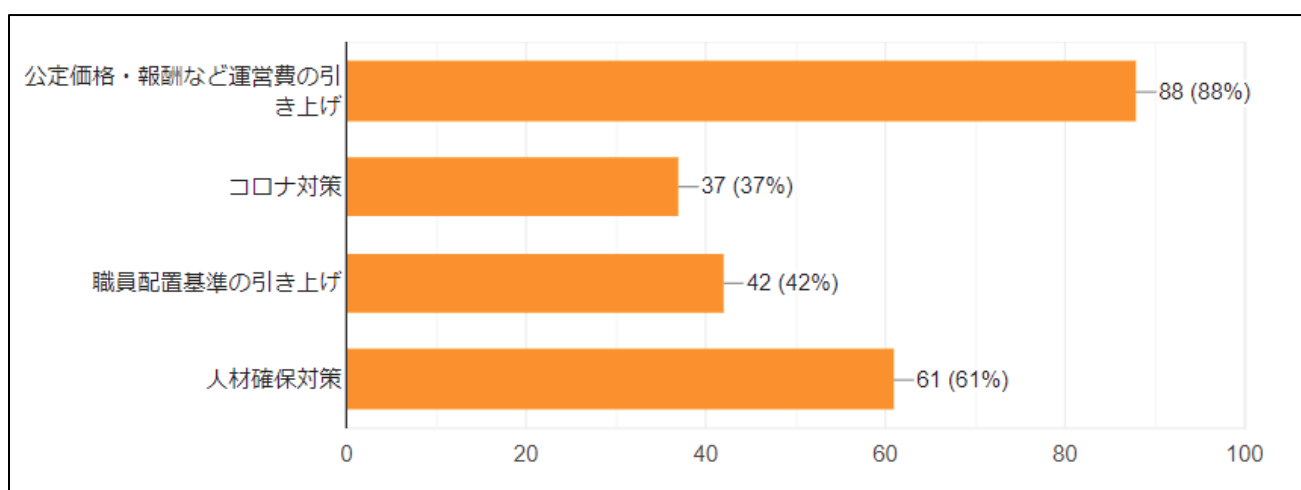
・11月以降も継続して欲しい。(介護)

保育士として働いているものには、公立、私立を問わず補助金をもらえるようにしてほしい。

・試算は対象職員でされるが、支給は処遇改善Ⅰで、対象外職員にも配分するものと思っている。さらに、公定価格対象外の職員には、持ち出しでと考えている。対象職員は12人/25人なので、賃上げはおおのずと下がる。この基準のままなら、倍の18,000円の賃上げで職員一人9,000円の賃上げとなる。(保育)

- ・受領する金額の中で配分する。(障害)
- ・3について 別の補助金で対応できる。(保育)
- ・計画書の作成に手間がかかり、一律〇〇円という示し方をしてほしい。常勤 9000 円、以外の人は常勤換算値 で支給することにした。また、給与規定の直しにかかる理事会開催と現場の大変さをわかってもらえない。(保育)
- ・新たに処遇改善を増やすことで事務処理に時間を要す(一本化を望む)。(介護)
- ・介護職以外の方の手当てがなされていない。(介護)
- ・補助金の支払いが遅い。10 月以降が未定(全額国の支援補助金で、利用者に負担の無いように)。(介護)
- ・補助金なのでよいと思われる。(医療)
- ・申請手続きまでの期間の短さ。大々的に 9.000 円アップと打ち出していることが、現場職員の混乱を招いている。2 カ月間持ち出しがある。処遇改善の書類作成負担。(処遇、特定、補助金)。(介護)
- ・処遇改善策は基本的に加算と計上されるため、売り上げが乏しい事業所や事業所の数が少ない法人には、今回の支援策は、地力のある事業所でないと、少し賃上げにしかならないように思う。今期の支援策以前の処遇改善(特定含)も申請書や書類条件等が煩雑で、理解が難かしく、とっつきづらい印象があるように思う。処遇改善のみの改善点として挙げるとしたら、売り上げではなく人数×〇〇円を〇〇支給という形なら煩雑にならず、誰でも申請しやすくなると思う。(根拠は乏しくなりますが)そもそも、平均年収を他企業と同じ水準に引き上げたとしても、あえて介護の仕事を選ばないと思う。(介護)

5. 今回の処遇改善策以外で国に求めたいことは何ですか？(複数回答可)



回答:100 件

その他ありましたらお書きください

- ・送迎車で送迎介助しているが、サービス提供時間に含まれず、かつガソリン代等の補助もないのに、送迎

減算される。コロナ対策で換気推奨されるが水道光熱費が例年より 1.5 倍～2倍の使用料であってもそれに対する補助がない。介護保険法で決められた専門職配置に対する加算がない(例えば、高齢者の入浴はリスクが高いのに、看護師が配置されていない通所介護が認められ看護師が有無に関係なく同じ入浴介助単価であるなど)など全体的な現場の声を聴いてもらえない。(介護)

・施設面の問題について。子どもが過ごしにくい場所や男性トイレ便器が子どもの便器の横で外から丸見えなど様々な問題がすぐに解決できない。処遇になってしまいますが、看護師や調理師など必要不可欠な職員が継続して働いてもらえるくらいの魅力は大切かと思えます。自園給食も子どものためを思うと、継続したい取り組みなので後押ししてほしいです。(保育)

・加算に対する事務負担がかなり増えている為、基本報酬で収入が確保できるようにしてもらいたい。特に処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る計画書策定や実績報告が毎年変更され複雑で手間がかかる。(介護)

・小規模事業所にとって外国人労働者の受け入れは難しく例えば住宅の提供については負担が大きい。また相談窓口で通訳の派遣等があるとありがたい。(介護)

・有給休暇の取得率アップができるようにしてほしい。(保育)

・保育園や認定こども園長時部では 1 歳児 6 対職員 1、0 歳児 3 対職員 1 と大変世知辛い現状です。少しずつかまいませんので、1 歳児 4:1、0 歳児 2:1 以下になるように切望します。(保育)

・少なくとも中堅民間企業並みの賃金が支払えるだけの報酬の引上げが必要。(介護)

・コロナ対策は、まだまだ継続していかなければなりません。今後も感染対策に対応するかかり増し経費が必要となることを踏まえ、対策補助金のようなものがあると助かると思えます。(障害)

・基本の介護報酬を上げてほしい。(介護)

・利用者、保険者に負担とならないような上記改善があればよいのだが。(介護)

・コロナ対策のための人件費の補助金、保育士等の人材確保のための補助金の創設を要望します。又、事業者が使いやすい補助金の制度設計をしてほしい。ハローワークが機能していません。人材紹介の仕組みを改善してほしい。(保育)

・必要なこととはいえ委員会や研修、BCP といったものの実施や作成業務が、事務、管理者で大きな負担となっている(介護報酬等のペナルティーが明確にされたので、急務となってきた)コロナ対応もある。そのうえ、新たな処遇改善の事務負担は正直しんどい。(介護)

・人材確保に通じる部分であるが、ロボットや介護機材導入の助成金をふやしてほしいのと、取りやすくしてほしい。助成金でなくても、ロボットを作る会社に働きかけて値段を下げてほしい。職員のために導入したくても、なかなか手が出せない。介護人材はこれから減少していくのはわかっているのに、賃上げだけでは長く続かない。(介護)

・介護現場の魅力発信。(介護)

・エッセンシャルワーカーの処遇、対遇の改善。保育士が様々な仕事を担いすぎている。各分野の専門分野

での職員が必要。(保育)

・このコロナ禍の影響で廃業に追い込まれた施設もあると聞いています。すべてしわよせは施設や従業員に来ています。現段階で企業に負担がかかるような改善策はやめていただきたい。(介護)

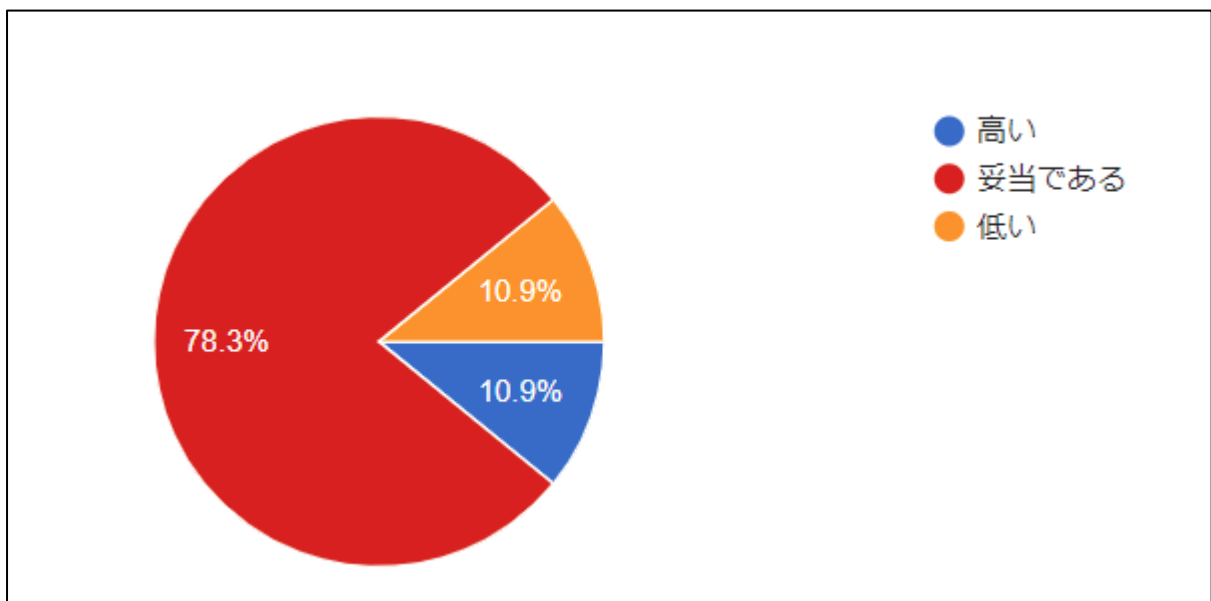
・複雑な加算方式ではなく、簡略かつ継続的な方法で頂きたい。(障害)

・人員配置基準の運用改善。(介護)

・せめて公務員を基準に報酬を考えてほしい。労働者の皆さんが安心して仕事ができるのも介護等の制度があるからではないでしょうか。どうしてもご質問の業界は低く見られている。(介護)

・介護は、人力でする物というイメージが先行しているが、介護ロボットの研究に経費を当時、開発を行うことで将来的な人件費削減につながるのではないかと思う。また、海外からの労働者については全体的な給料の水準が下がり、ブラック企業が増えるため個人的には反対です。(介護)

6. 私たちは全産業平均と比べて低い医療機関、保健所、介護施設、障害福祉施設、保育所などで働く労働者に月額4万円以上、時間給は1時間250円以上の引上げが必要だと考えます。このことに対してどのように考えられますか？



回答:92件

7. その他、国への要望などありましたらお書きください。

・給与等の賃上げをしても人材確保は難しく人材不足の解消にはならないだろう。保育と記録という仕事の量の多さと長時間労働が人材不足の原因ではないか。(保育)

・人口減少地域にある保育所存続支援策。(保育)

・従来の福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の報告と同じように複雑(煩雑)にならない報告書の提出を望みます。同じような報告書なら一つの報告書にまとめて欲しいです。(障害)

・引き上げは高ければ高いほどありがたいが、その負担が利用者に回ると、利用者が適正なサービスを利用できなくなり、結局、現状維持・向上でなく、経済的な問題で「心身機能が悪化」をたどる。その経済的な問題が解決できれば、引き上げに賛成。ただ、賃上げだけで人材確保できるとは思わない。大企業だけでなく、地方では小規模で行っている事業所が多数あるため、一時的なものでなく、「住み慣れた地域で」を推奨して地域包括ケアシステムを勧めるなら、医療や施設系の報酬だけをあげるのではなく、在宅系(通所系・訪問系)の介護報酬を全体的にプラス改定してほしい。それがないと人材は在宅系でなく、施設系に流れ、「住み慣れた地域で」とは反する結果になる。(介護)

・上記項目6については、若い職員を定着させるため、必要な対策だと思います。(障害)

・人材不足により、現場は兼務で人員配置を満たしながら、少ない人数で運営していることから、若者が将来も希望を持って働ける福祉を実現するため、報酬単価の見直しをお願いしたい。(障害)

・保護者対応について、保育園や保育士に対する保証や対策がなされていない。(保育)

・賃金 UP は労働者にとってありがたいことですが、収入確保が確定しての賃上げだと思います。9月で処遇改善手当がストップとなり、その後の診療報酬改定もどの程度 UP されるかわからない状況で経営難のため倒産する病院があってもおかしくないと考えます。(医療)

・月額 9,000 円程度とあるが、人員基準の最低基準を基に算出されていることは問題だと思う。実際に配置されている職員数を勘案した算出方法にしていきたい。(介護)

・保育士の給与の少なさ、人材の少なさを改善できる改革、見直し。(保育)

・6.の給料について。正規職員だけでも高いと(男性も増えていることもあり)一生の職として働きやすい(働く決意をする)のではないのでしょうか。国を守る防衛費同様、子どもや国の未来を守る予算があると保育士不足も解消されるのかもしれないですね。もう一点、夜間保育など様々な家庭に対応する必要性はとても感じますが、多様な保育形態故に、多様な勤務形態が必要で働く人がいなくなっていることも考えられるかもしれないと話合っていました。(保育)

・公設についても検討していただきたいです。(保育)

・人材不足解消のため賃上げは喜ばしいことではあるが、非常勤の職員が不要の範囲でとなると働ける時間がさらに短くなってしまい、人材不足が加速してしまう。130 万以上の収入になると 155 万以上になるように働かなければ手取りが増えないという、現在の仕組みを変えてほしい。(介護)

・様々な加算や加配によって、実際は国の最低基準を大幅に越える人員配置をしている。また、職員を募集しても、賃金の割に責任が重くなかなか集まらないのが現実である。処遇改善とともに人材育成や社会的評価の向上等に積極的に取り組んでほしい。(保育)

・ぜひ、支援費のベースを上げていただきたいです。(介護給付費)。(障害)

・現場の職員からの声を国政に従事する方に沢山聞いて頂き、職員が働きやすい現場になって欲しいです。保育の現場では(他も一緒かも知れませんが)職員が生き活きと保育に望めることがより良い子供の育ちに繋がると思います。また、長く勤務することにより、キャリアアップし、良い保育にも繋がります。ど

うかよろしくお願いいたします。(保育)

・職員配置基準の引上げ、人材確保にはやはり報酬単価の引上げしかないと思います。利用者の月額平均工賃によって報酬単価が決まりますが、下請け作業をしている当事業所は、工賃アップもきびしく、他の作業を探そうと思うと人材が必要で、となると運営費が必要となり安定、安心できる運営がしたいです。

(障害)

・今回のコロナ拡大において、就労の保証という言葉が多く聞かれ、その位、必要とされる保育の現場であるにもかかわらず、感染拡大防止と、就労の保証どちらに重点を置くのか悩ましい現実があった。医療と共に、受け入れる保育士が感染し、園は開くが、保育士が常に2~3人欠員という、ぎりぎりの状況で、子どもの安全確保も難しい。賃金もですが、人材確保配置基準を見直してほしい。(保育)

・現場のことをもって知って欲しい。(障害)

・処遇改善手当も同じであるが福祉にかかわる労働者の賃上げに取りくまれていることは大変ありがたいと思います。同じ障がいのある人の相談・支援をおこなっているにも関わらず、労働局の委託ということで雇用安定事業に処遇改善等が対象外となることはより一層、質の向上人材確保が大変になる為同等になるようお願いしたい。(障害)

・基本給の底上げを望みます。現在のキャリアアップのやり方は職場に分裂をもたらす結果になる。(保育)

・現在、介護職の人材不足がどこの部署でも問題になっている。賃上げは勿論の事、介護という仕事のイメージアップを計る取り組みを行ってほしい。(介護)

・少しずつ賃上げしても社保等が上がり職員には手取りは上がったという実感が無い。(介護)

・介護職員等、施設従事者に対して、仕事を理解していただき抜本的な賃金改善が必要。それに準じて施設職員についてもさらなる資質向上と責務を負う専門性を発揮することが重要と考えている。(介護)

・保育士配置の最低基準を引き上げてほしい。子供の育ちが、問題になっており、マンパワーが不足しており、子どもの発達保障が出来ない状況にあります。改善されていない1才児、2才児、4才児、5才児の配置基準を見直し、公定価格もそれに見合った引き上げをしてほしい。(保育)

・報酬単価をシンプルにあげてもらって、報告は、年収か勤続年数のみにしてもらえば、負担は軽くなる。あとは、人材のほしい法人は、自ら賃金を上げ、自らの法人の人事制度できちんとやるので、負担を減らしてほしい。やるべき方向は国が示していただいたことで、理解もできるが、ペナルティーを課しすぎるとこの業界で管理的立場になるのが怖くなる。(介護)

・保育士、教諭の過疎化対策をしてほしい。全体的に上げても条件の良い京阪神に行くまた結婚して行く等また負担の少ない小規模保育所に流れる。(保育)

・深刻な人材不足の中、根本的な賃上げ(報酬額)の制度を考え直してもらいたい。(障害)

・市は子育て支援として保育料、給食費、バス代等家庭へのこれらの無償化は積極的に取り組んでいるが、子どもたちを引き受ける保育施設への補助金は全く変化がなく、少しでも削減しようとしている。子育て支援は受け皿である施設への、家庭と同等の支援をお願いしたいので国もそのように取り組んでほ

しい。(保育)

・園長55歳の時の給料と看護師一年目の給料とに差がなかったことにショックを感じた。処遇改善手当をつけて、少しだけ有難いと感じたが、一生分の差額は埋められないと思う。(保育)

・当方は小規模業者ですが、この業界についても大企業中心に物事が進んでいます。国に財源が無いのであれば、議員報酬を下げる、定員を減らす、大企業より福祉税等をもうける等、考えてほしい。処遇改善など、根本的な対策になっていないと思う。一般企業に処遇改善などありますか。経営の安定が第一では。公営にしないのはそこにあると思う。本来この業種は全部公営にすべきものを安価で出来る、民営と考えたからであると思う。どれも、なくしてはならない業種であることを国、議員さんも今一度、考えてほしい。50年100年前の生活にもどれますか。(介護)

・賃上げの財源を診療、介護報酬の加算によるのではなく基本報酬UPにより確保して欲しい。そうでなければ、頑張ってと取りくみしている施設ほど利用者の一部負担金上がるため、利用者が安い施設に流れていってしまう。(医療・介護)

・6.について職種によると思う。現在の年金制度は破綻しているので、少子化問題、高齢化問題等の提案としてベーシックインカムを推奨します。(介護)

以上

※基本的には本文ママ。ただし、そろえるため句点を追加した。

※同一法人別事業所からの回答で記述が一言一句同じものは1つにまとめた。

※名前や地域名が特定される記述は伏字とした。

2022年 2月7日

県内福祉・医療施設・事業所長 様

滋賀県労働組合総連合
議長 岡本 恭治

国の処遇改善対策に関する緊急アンケートへのご協力をお願い

日頃は、地域住民の健康と暮らしのためにご尽力いただいていることに、心から敬意を表します。

私たちは県内の労働者でつくる労働組合です。私たちは、コロナ禍で、国の政策を国民のいのちを最優先に転換するために、医療・公衆衛生拡充を目指す「いのちを守る緊急行動」に取り組んでいます。この中で改めて、医療・介護・保育・福祉・学童保育などのケア労働の現場は女性や非正規雇用の比率が高く、全産業平均と比べて賃金水準が低く抑えられていることを痛感し、国や自治体に対して改善を求めてきました。

岸田首相は「ケア労働者の賃上げを図る」「全産業平均との格差を解消する」と表明しました。しかし、緊急経済対策では、介護士・保育士 9,000 円、看護師 4,000 円と格差解消には程遠く、また対象者も限定されており、現場からは「すべての労働者を賃上げしようとする」と定昇分にも満たないと困惑の声が聞こえてきます。また、使いにくさからすでに「申請はしない」という事業者の動きもあります。

この状況を踏まえ、私たちは、福祉や保育、医療などケア労働者の賃金を本気で引上げ、コロナ禍で奮闘する労働者の社会的評価を高めるとともに、深刻な人材不足の問題の改善にもつなげようと、全国で「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を進めています。

地域の事業者の皆様から率直な声を聞かせていただき、それをもとに、国や県に改善を要請していきたいと考えています。

アンケート用紙を添付致しましたので、ご協力いただければ幸いです。本来であれば訪問し、説明させていただくところですが、コロナ感染の状況も鑑みまして郵送致します。お手数をおかけしますが、趣旨をご理解いただきご協力いただけますようお願いいたします。

記

1. お願いするもの アンケート（別添）

以下の方法で送付ください

- ・ FAX（077-521-2534）
- ・ 同封の返信用封筒（切手不要）
- ・ 右記の QR コードの Google フォームで回答

<https://forms.gle/qTFQYYFetvVB4GTf8>

2. 期限

2月28日をめどにお願いします。



以上

「ケア労働者の処遇改善支援策」に関する緊急アンケート調査

2022年2月 滋賀県労働組合総連合

【事業所名称】 () 【事業名称】 ()
【ご記入者】 () 【記入日】 月 日

1. 政府が看護師、保健師、介護士、障害福祉、保育士などケア労働者の賃上げ支援策を行っています。貴事業所では申請を予定していますか？

申請する 申請しない 検討中

申請しない、検討中と答えられた場合、その理由はなんですか？

2. 1. で申請すると答えられた方にお聞きします。賃上げ額は平均でどのくらいになると試算されていますか？

_____円

3. 1. で申請すると答えられた方にお聞きします。支援策の対象外の労働者についてはどう対応されますか？

賃上げしない 事業所持ち出しで賃上げする 検討中

4. 今回の処遇改善策の問題点と改善点は何だと思われますか？

2枚目に続きます

5. 今回の処遇改善策以外で国に求めたいことは何ですか？（複数回答可）

公定価格・報酬など運営費の引き上げ

コロナ対策

職員配置基準の引き上げ

人材確保対策

その他ありましたらお書きください

6. 私たちは全産業平均と比べて低い医療機関、保健所、介護施設、障害福祉施設、保育所などで働く労働者に月額4万円以上、時間給は1時間250円以上の引上げが必要だと考えます。このことに対してどのように考えられますか？

高い 妥当である 低い

7. その他、国への要望などありましたらお書きください。

8. 調査結果の送付を希望する方は連絡先をお書きください。

住所：

事業所名：

E-mail: _____ @ _____

ご協力ありがとうございました。公表の際に事業所名を公表することはありません。

(FAX : 0 7 7 - 5 2 1 - 2 5 3 4)